議案第47号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2の56の項金額(1件につき)の欄第2号ア(ア)中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「基準(以下「性能基準」という。)」を「基準」に改め、同号ア(イ)中「第1条第1項第2号イ(2)及び口(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)及び(3)並びに口(2)及び(3)」に、「基準(以下「仕様基準」という。)」を「基準」に改め、同号イ(ア)中「性能基準」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び口(1)に掲げる基準」に改め、同号イ(イ)中「仕様基準」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び(3)並びに口(2)及び(3)に掲げる基準」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能の認定に係る手数料を徴収するため、本案を提出する。